

工事写真要領

令和2年 7月 1日改定

全ての工事写真に工事黒板を入れて撮影すること。
工事黒板へ補助金交付指令番号及び指令年月日を記載すること。

様式第2号(令和5年度版)

府 環 指 第 〇 〇 号
平成 22 年 4 月 2 日

伊 藤 吉 和 市長

補助金交付決定通知書

平成 22 年 4 月 1 日付けで申請のあった小型浄化槽設置費補助事業補助金については、府中市小型浄化槽設置費補助事業補助金交付要綱(平成27年府中市告示第48号)第6条の規定により、次の条件を付けて交付します。

1. 交付金額 金 414,000 円

2. 交付条件

(1) この補助金は、この事業費以外に使用することができない。

(2) 事業完了年度の翌までに事業を完了しなければならない。

(3) 事業の内容を変更しようとするときは、事前に市長に報告しなければならない。

(4) 事業が予定の期限内に完了しないときは、事前に市長に報告しなければならない。

(5) 事業の完了後、関係書類を添えて実績報告書を提出しなければならない。

(6) 事業の施工状況に関し、市長の要求があったときは、直ちに報告しなければならない。

(7) 浄化槽内に多量の水質悪化を受け、その結果を市長に報告しなければならない。

(8) 所定点検及び清掃の1年分の記録を整理し、翌会計年度の4月末日までに市長に報告しなければならない。

(9) 小型浄化槽の設置場所が、公共下水道事業区域の適用となった場合は、速やかに排出水を下水道に放流させること。

(10) 国の交付決定に基いて交付する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は交付金額を変更し、既に交付した補助金がある場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を要することができる。

ア 交付条件に違反したとき。

イ 収支差額において事業費の支出額が著しく予算額と相違し、かつ、その支出額に比し著しく過剰なとき。

ウ 事業を中止し、若しくは廃止し、又は市長において事業進行の見込みがないと認めるとき。

エ その他、不都合と認められる行為があったとき。

あなたの指令番号は 指 令 番 号 第 5 号
(この番号は浄化槽設置費の指示) 許可年月日 平成 22 年 4 月 2 日
当該補助金交付決定書に添付して交付する。

※工事黒板へ記載する指令番号及び指令年月日
府 環 指 第 〇 〇 号
〇〇年〇〇月〇〇日

1. 単独処理浄化槽の撤去工事写真（単独処理浄化槽撤去費補助金を受ける場合のみ）

着工前の状況

【写真のポイント】

- ① 単独処理浄化槽の埋設状況が確認できること
- ② 工事黒板（工事場所、日時、工程、補助金交付指令番号、指令年月日を記載）を掲げる
- ③ 背景と工事を行う場所の周辺状況（地面・家屋等）とともに写すこと

堀削工事の状況

【写真のポイント】

- ① 機械等で堀削や撤去、解体している状況が確認できること
- ② 工事黒板（工事場所、日時、工程）を写す

撤去後の状況

【写真のポイント】

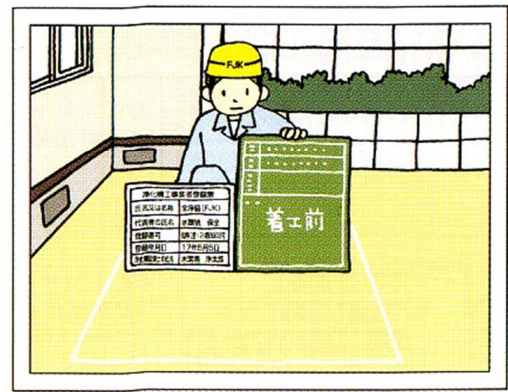
- ① 単独処理浄化槽が埋設してあった場所の埋め戻し前の写真
- ② 工事黒板（工事場所、日時、工程）を写す

搬出時の状況

- ① 撤去、解体された単独処理浄化槽の搬出時の写真（トラック等に載せた状態等）
- ② 工事黒板（工事場所、日時、工程）を写す

2. 合併処理浄化槽の設置工事写真

着工前の状況
浄化槽設備士の姿
浄化槽の全景
(標識は図-2による)



着工前の状況



浄化槽本体搬入

- 【写真のポイント】
- ① 浄化槽の設置場所
 - ② 浄化槽設備士は正面を向く
 - ③ 標識及び工事黒板を掲げる
 - ④ 背景と工事を行う場所の周辺状況（地面・家屋等）とともに写すこと

標識の掲示は国土交通省「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第9条」に定める別記様式第8号・同9号（図-1）による。（標識の記載事項が判読できること）

40cm以上	
浄化槽工事業登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(登)第 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	
【法第30条】別記様式第8号(第9条)	
浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(登)第 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	
【法第33条第2項】別記様式第9号(第9条)	

図-1 浄化槽工事業者標識の様式

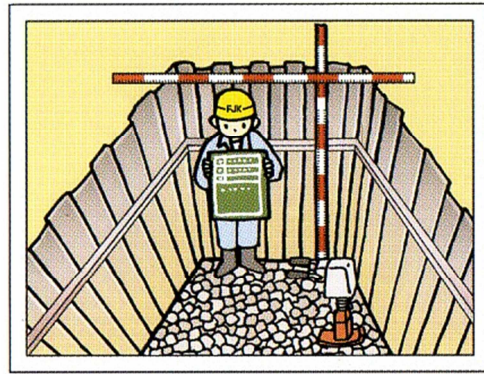
府環指第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

基礎工事の状況
掘方写真
栗石地業（10cm以上）



床付け完了状況

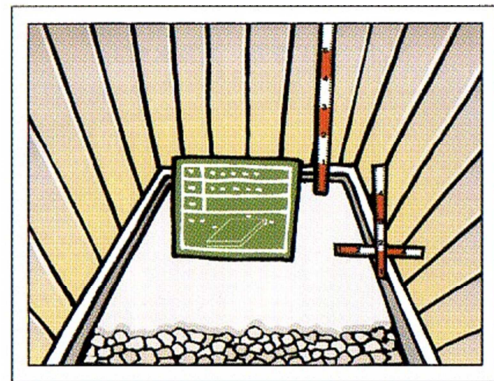
- 【写真のポイント】
- 工事場所、日時、工程、指令番号を示した標識とともにスケールなどの機材も写すこと



基礎砕石敷設転厚圧工事状況



基礎砕石敷設転厚圧工事状況



基礎工事状況

【写真のポイント】

栗石または砕石地業でランマー等機材で転圧の作業を行っているところを写すこと。

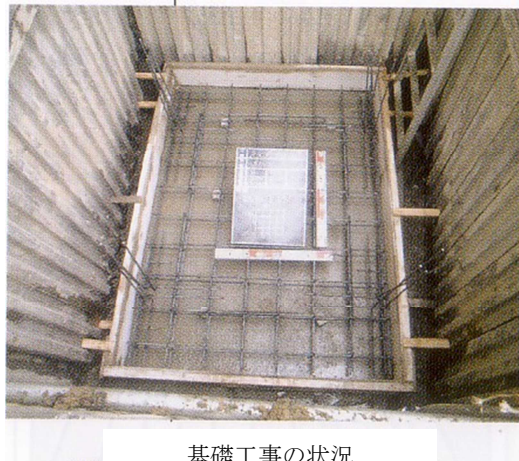
【写真のポイント】

コンクリート養生後、コンクリート厚の分かるスケールとともに写すこと。

・厚み：50mm以上

基礎工事の状況

コンクリート養生後
低部鉄筋コンクリート
コンクリートスラブ



基礎工事の状況

【写真のポイント】

型枠及び配筋の状況が分かるもの、ピッチが分かるスケールとともに写すこと。

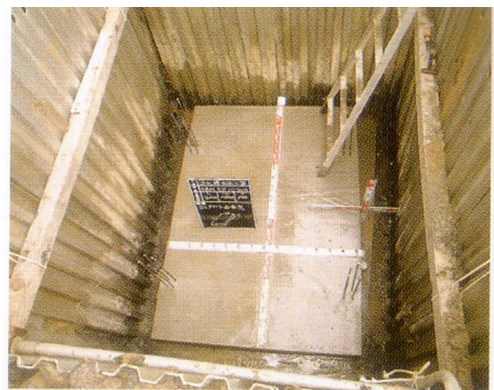
基礎底版コンクリートの広さは、浄化槽外形寸法以上とすること。

- ・鉄筋：D10ー@200シングル
- ・厚み：100mm以上



【写真のポイント】

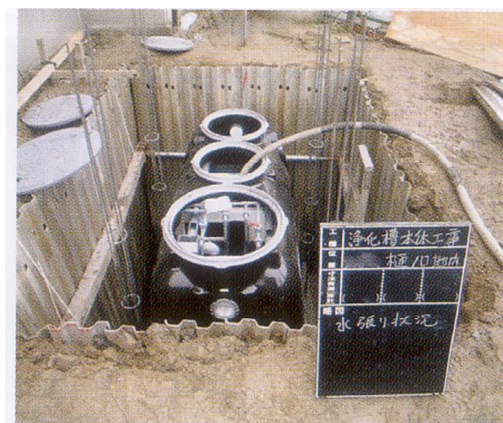
コンクリート養生後、コンクリート厚の分かるスケールとともに写すこと。



基礎工事の状況

据付工事の状況

浄化槽設置（埋設状況）
水準器（水平確認）
水張り
水締め
埋戻用の土砂
突き固め（転圧）
支柱養生



据付工事（水張り）

【写真のポイント】

現場での浄化槽本体の搬入状況、及び本体に明記されているメーカー・型式・人槽、指令番号が判読できる写真を写すこと。

【写真のポイント】

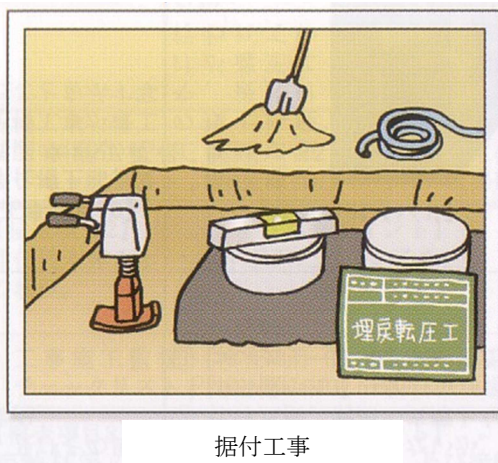
水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることが分かる写真を残す。そのためには、以下の道具等が写っていることが必要。

ア．本体の水平を確認するための水準器
（これに代えて、水準目安線や越流ぜき、流入、放流、移流管等の状況を浄化槽設備士等が確認していることを写した別の写真でも良い）

イ．埋め戻しの高さを示すスケール

ウ．水張り及び水締め用いるホース

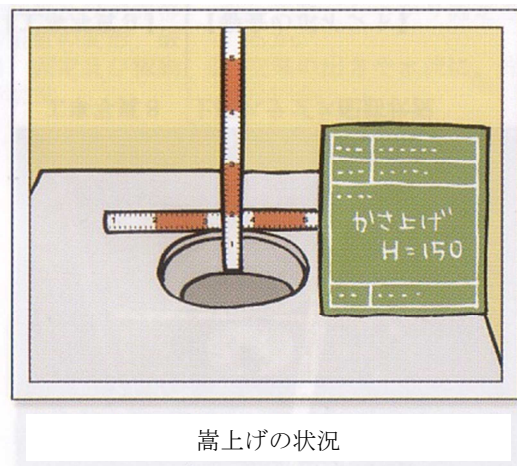
エ．突き固め用の器具（突き棒、ランマー等）
及び埋め戻しに用いる土砂（本体を傷つけないおそれのある石などが入っていない土砂）



据付工事

嵩上げの状況

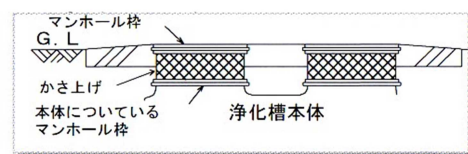
マンホール蓋までの距離
(30cm以内、スケール)



嵩上げの状況

【写真のポイント】

マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかが分かる写真を残す。そのためには、バブルコンクリート養生後、コンクリート厚の分かるスケールとともに写すこと。



嵩上げの状況 (メーカー施工要領書)

完成の状況

上部スラブ
(鉄筋コンクリート)
完成の全景
ブロワーの写真
配管の写真



上部スラブ配筋状況

【写真のポイント】

配筋の状態が分かるもの。ピッチが分かるスケールとともに写すこと。

浄化槽上部の配筋を行う。なお、マンホール開口部には周囲に補強筋を施すこと。

- ・鉄筋：D10ー@200シングル
- ・コンクリートの厚み：100mm～150mm

前後



上部スラブコンクリート状況

【写真のポイント】

コンクリートが養生され、コンクリート厚が分かるスケールとともに写す。



浄化槽工事竣工状況

【写真のポイント】

浄化槽の上部及び周辺の状況から、残土の処分や工事の後片付け等、工事が終了している状況が分かるように写す。また、現場において、工事の竣工確認を行った浄化槽設備士が写っていることが望ましい。



フロア設置工事

【写真のポイント】

フロア、屋外用コンセント、アース工事及び送気管とフロアの接続状況が分かるように写す。



配管工事

【写真のポイント】

すべての生活雑排水の接続が分かるように写す。

※床下集合配管システムを施工する場合は、床張前に施工確認を受けること。